傷者支援法」 (仮称) の速やかなる制定を求める意見

人を ている人をいう。 いう。 \mathcal{O} 時に、 その中で「若年脳損傷者」とは、十八歳以上で介護保険法 交通事故、 故 や病気など後天的 脳腫瘍、 心肺停止など後天的事由で脳を損傷 な 事 由 で 脳に 損傷を受け 何 5 カュ \mathcal{O} \mathcal{O} 適用が受け 何 障害を後遺 5 カ \mathcal{O} 障 .害を 6 れ 7

五歳 ず児童福祉法と介護保険法の適用には当てはまらない。 十八歳以上六十五歳未満で、 脳血管疾患など特定疾病は、 八歳未満で脳損傷を受け障害を有している人は、 (四十歳) 以 上で脳損傷を受け障害を有し 特定疾病以外で脳を損傷した「若年脳損傷者」 四十歳以上六十五歳未満でも介護保険の対象となる。 て いる人は、 児童福祉法の 介護保険法 適用が受けら の適用が受けら \mathcal{O} n 場合、 る。 六 れ か

能には着目し には着目 身体障害者福祉法は、 てい していない ない 症状が固定した身体機能の障害状態 神保健福祉法は、 脳機能の障害状態 \mathcal{O} \mathcal{O} みを援護 みを援護 \mathcal{O} \mathcal{O} 対象と 対象と Ĺ 身体 脳機能

与えられ 拠がない ため によ 定し 会が十分与えられて 言えない のリハ が国 って 7 いな 0 回復 な の法制度では、 このため脳損傷者には、 (ビリテ V 1 が実情である。 の可 ケー 身体機能障害と脳機能障害が 能性が高まっているにもか スが多く起こっている。とりわけ若年の遷延性意識障害者は、 ション いない。特に 脳損傷による後遺障 の機会さえ保障されず、 症状固定が前提とされる現行の障害者福祉制度では、 「若年脳損傷者」は、 脳自体の損傷に着目した適切なリ かわ 重複した障害者の支援に 害のように らず、 脳機能 制度の 十分な手立てが尽くされ 現在 の回復は E 狭間におかれ、 回復 阻害されてい つい ハビリテーショ \mathcal{O} 途上であ て、 確た その機会さえ 機能維 り症 てい 医学の進歩 る るとは 法 状 \mathcal{O} 的 が 機 根 \mathcal{O}

できる社会実現のため つ て、 地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する 国会及 び政府におかれては、 「脳損傷者支援法」 脳損傷後に回復への努力と支援を続けていくことが (仮称)を速やか 制定するよう強く求める。

成二十三年三月十五 \exists

大分県議会議 長 安 部 省 祐

総 内 参 院 院 理 大 議 大 臣 臣 長 長 片 菅 細 西 横 Ш Ш 出 善 直 武 人夫弘 夫 殿 殿殿 殿

生

大

臣